

国立大学法人和歌山大学経営協議会規程

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程第 12 号

最終改正 令和 4年 3月16日

(設置)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学組織規則（以下「組織規則」という。）第9条第2項の規定に基づき、国立大学法人和歌山大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 経営協議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 将来計画に関する事項
- (2) 中期目標についての意見（国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）が国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）（以下「法人法」という。）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）に関する事項のうち、本学の経営に関する事項
- (3) 中期計画に関する事項のうち、本学の経営に関する事項
- (4) 学則（本学の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、教職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (5) 基本財産に関する事項
- (6) 予算の編成及び執行並びに決算に関する事項
- (7) 組織編成・学生定員及び教職員定員に関する事項
- (8) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他本学の経営に関する重要事項

(組織)

第3条 経営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 事務局長
- (4) 本学の役員又は教職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの 6名以上

(任期等)

第4条 前条第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に欠員が生じた場合は、後任者を選出することとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、経営協議会を招集する。

(開会)

第6条 経営協議会は、年2回以上開催する。

2 経営協議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、経営協議会を開くことができない

## 経営協議会規程

い。

(議決)

第7条 経営協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 経営協議会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 経営協議会に関する事務は、企画課において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第556号)

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第738号)

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月26日一部改正：法人和歌山大学規程第985号)

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1245号)

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1402号)

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月16日一部改正：法人和歌山大学規程第1606号)

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1678号)

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第2048号)

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月21日一部改正：法人和歌山大学規程第2172号)

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月16日一部改正：法人和歌山大学規程第2395号)

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。